

アスリートタウン延岡各種スポーツ大会出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 延岡市は、競技スポーツの振興を図り、アスリートタウン延岡づくりを推進するため、九州大会以上の規模の体育・スポーツ競技大会に出場する団体又は個人に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金は、国内外で開催される体育・スポーツ競技大会（以下に掲げる九州大会以上の規模の体育・スポーツ競技大会で、全国を統括する体育・スポーツの競技団体に加盟している団体又は国際スポーツ団体が主催するものに限る。以下「競技大会」という。）に本市内から代表として出場する個人又は団体に対して交付する。ただし、競技大会に出場する団体又は個人については、宮崎県の予選会に出場し代表権を得て国内の大会に出場する者、又は、宮崎県、全国を統括する体育スポーツ団体による指定、推薦等を受けた者とする。

2 生活の拠点が本市にある者。

(補助額及び補助対象経費)

第3条 この要綱に基づく補助金の額は、別表に掲げる競技大会に応じて定める額とする。

2 補助対象者の人数は、大会要綱に基づく人数以内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 この要綱に基づく補助金等交付申請書に添付すべき必要な書類は、競技大会実施要綱、出場者名簿、競技大会の出場資格を証明するもの、収支予算書その他市長が必要と認める書類とする。

2 この要綱に基づく補助金の交付申請は、競技大会が開催される日の10日前までに行うものとする。

(補助金の請求)

第5条 この要綱に基づく補助金等請求書に添付すべき書類は、大会成績表、出場者名簿、収支決算書その他市長が必要と認める書類とする。

(補助金の支払い方法)

第6条 この要綱に基づく補助金の支払いは、確定払いの方法により支払うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後のアスリートタウン延岡各種スポーツ大会出場補助金交付要綱の規定は、同日以後に出場する競技大会の交付申請に係る補助金について適用する。

別 表 各種スポーツ大会出場補助金交付基準

	内 容 別	大会開催地	補助金額 (円)
《基準1》 役員・選手 一人あたり 補助金額	義務教育 学校体育 (九州大会以上)	宮崎県内	5,000
		九州圏内 (沖縄を除く)	7,000
		その他の地方	11,000
	その他の体育 (九州大会以上)	宮崎県内	2,000
		九州圏内 (沖縄を除く)	3,000
		その他の地方 (国内)	5,000
		国際大会 (海外開催)	30,000
	《基準2》 全国大会出場経費に 関する補助金額	大会出場総経費 (役員・選手・応援団を含む)	
30,000千円以上		1,000	
27,500千円以上 30,000千円未満		900	
25,000千円以上 27,500千円未満		800	
22,500千円以上 25,000千円未満		700	
20,000千円以上 22,500千円未満		600	
17,500千円以上 20,000千円未満		500	
15,000千円以上 17,500千円未満		400	
12,500千円以上 15,000千円未満		300	
10,000千円以上 12,500千円未満		200	
10,000千円未満		基準1のみ	